

日韓比較研究「子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ調査」から少子化問題とその背景を考える

—福岡市と大邱・慶山市との比較調査結果の分析を通じて—

細井勇・古橋啓介・秦和彦・宮城由美子・吉川未桜・
林ムツミ・黄星賀・徐慧全・南美慶・宋映沃

要旨 本論文は、2007～2009年、福岡県立大学の研究プロジェクトと大邱韓医大学校児童福祉学科の教員との共同研究として取り組んだ「子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ調査」の結果分析に基づき、日韓比較研究として、少子化問題とその背景、今後の子育て支援のあり方等を考察したものである。

このため、最初に本共同研究の経緯を説明、次に、少子化問題の背景、日韓両国の共通性と相違点を経済のグローバル化への対応の相違に着目して論じ、その上で、本調査の視点と方法、主な結果を考察し、今後の子育て支援のあり方を論じた。

キーワード 少子化問題 子育て支援 子育て意識 日韓比較研究

1. 本国際比較共同研究とその経緯

本共同研究の代表者（細井勇）が所属している福岡県立大学は人間社会学部と看護学部の二学部からなる。人間社会学部には社会福祉学科等3学科があるが、さらに附属研究機関の1つとして生涯福祉研究センターがある。この開設に伴って1998年学際的な研究プロジェクトとして「地域の子育て支援に関する研究」を発足させた。主なメンバーは、社会福祉の分野から細井勇、発達心理の分野から古橋啓介、教育の分野から秦和彦、保育の分野から林ムツミであった。福岡県立大学が所在する福岡県田川地域で計4回、子育て意識等に関する実態調査を

行い、そのつどその結果について本学人間社会学部研究紀要等に発表してきた⁽¹⁾。

2007年度には、これまでの研究実績を踏まえ、以下3点から新たな取り組みを開始することにした。

第1に、看護学部の開設に対応して、本研究を人間社会学部と看護学部との共同研究として再編成すること、つまり、これまでの学際的な研究の枠組みをさらに拡大し、保健・看護の視点を新たに追加すること。

第2に、2006年本学と大邱韓医大学校との間で学術交流協定が締結されたことに伴い、本テーマ研究について共同研究を企画すること。

第3に、これまでの研究では田川地域を

フィールドとしてきたが、今後は大都市に目を向け、福岡市と大邱市との比較調査を実施すること。2007年度には福岡市での調査を先行的に企画・実施すること。

このため2007年度には、新たな研究メンバーとして看護学部から宮城由美子、吉川未桜が、さらにもっぱら翻訳・通訳担当として宋映沃が加わって、研究費申請を行うこととした。そして、さっそく福岡県立大学から大邱韓医大学校に対し、本研究テーマでの共同研究の申し入れを行い、本研究プロジェクトと大邱韓医大学校児童福祉学科との間で共同研究を2年計画で行うことが決定された。そこで、具体的な共同研究の進め方等を協議すべく、同年9月13日から15日の日程で、本学から細井勇、古橋啓介、宮城由美子の3名が大邱韓医大学校児童福祉学科を訪問、同学科の黄星賀、徐慧全、南美慶と協議を行った。

本共同研究は共同研究と言いながら、調査方法や調査内容を予め協議して決定したわけではなかった。既に、本研究プロジェクトとして福岡県田川地域をフィールドとする調査研究の実績があり、福岡市において「子育て意識と子育て支援に関する調査」を実施する上でも、これまでの延長上で調査内容を確定し、調査票を設計した。その内容をコリア語に翻訳したものをもって協議に臨んだわけである。協議において、ほぼ同じ調査票でもって2008年に大邱・慶山市で調査を実施することを確認した。なお、2008年3月『福岡市における子育て意識調査—子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ—^[2]』を刊行した。

2008年度には、基本的に福岡県立大学側の費用負担で韓国調査を実施することから、共同研究のための「契約書」を取り交わし、同年夏、

大邱・慶山市で調査が実施された。この場合、予備調査を行い、調査票の文言で分かりにくい箇所は一部修正を行うことになった。

そして、2009年3月7日、それぞれの調査結果を報告すべく、福岡市にて「日韓子育て支援シンポジウム」を開催した。さらに、大邱韓医大学校児童福祉学科として纏めた調査結果報告書『子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズの調査—テグ・キョンサン市の就学前幼児の保護者を中心に—^[3]』を2009年3月に翻訳刊行した。

しかしながら以上2008年度事業では、調査データをつき合わせ、比較分析を十分に行う余裕がなかった。そこで2009年度は、本研究プロジェクトとして1年間の共同研究の延長を大邱韓医大学校児童福祉学科に申し入れ、調査データの共有と比較分析を行うこととした。そして韓国（大邱韓医大学校）にて、研究成果報告を行うことにした。すなわち2010年1月9日から11日にかけて本研究プロジェクトから細井勇、古橋啓介、それに通訳として申鎬が大邱韓医大学校を訪問、1月10日、日韓学術共同セミナーを開催することになった。また、共同研究の成果を本論文として纏め研究紀要に掲載することに合意した。

以上が本共同研究の経緯である。本共同研究の構成メンバーは以下の通りである。

(日本側代表)

細井 勇	福岡県立大学人間社会学部 社会福祉学科教授
古橋啓介	福岡県立大学人間社会学部 人間形成学科教授
秦 和彦	福岡県立大学人間社会学部

人間形成学科教授
宮城由美子 福岡県立大学看護学部准教授
吉川未桜 福岡県立大学看護学部助教
林ムツミ 福岡県立大学生涯福祉
研究センター助手
宋 映沃 九州大学大学院

(韓国側代表)
黄 星賀 大邱韓医大学校
児童福祉学科副教授
徐 慧全 大邱韓医大学校
児童福祉学科助教授
南 美慶 大邱韓医大学校
児童福祉学科助教授

2. 少子化問題の社会背景と本調査目的

日韓比較調査の内容や結果分析に先だって、少子化問題とその背景について、福祉国家の類型論的検討という先行研究も踏まえながら日韓両国の、とくに関連諸制度の共通性と相違点をおおまかに捉え、問題理解のための見取り図を描くことにしたい。以下の捉え方には種々議論があると思うが、議論、検討の足がかりとしたい。

周知のように少子化傾向についての国際比較では、日韓両国の少子化傾向が際立っている。2008年の合計特殊出生率（以下「出生率」と表す）を見ると、男女役割分業意識がほとんどないフランスの出生率は1993年頃から回復し、2.02となっている。これに対し西欧諸国の中でも男女役割分業意識の強いドイツでは1.38である。儒教的思想背景もあり、男女の役割分業意識の強い日韓両国では、それぞれ1.37、1.19と近年の少子化対策に拘わらず少子化傾向

に歯止めがかかっていない。

ここで高出生率のフランスの諸制度に注目すると、労働時間の制限（週35時間から30時間が目指されている）、最低賃金制、子育て世代を優遇する税制、多様な家族手当制度、そして拡充された保育政策等、親の就業と子育てを両立させる諸制度が整備されていることが確認できる。近年の国際比較研究では、女性の就業率の高い国ないし地域において出生率が高い傾向にあることが確認されている。親にとって子育てと就業が両立できる社会的仕組みの構築こそが近年の過度とも言える少子化傾向への歯止めにつながっていることが経験的に明確になっている。したがって、日韓両国において少子化傾向に歯止めがかからないという問題は、女性の就業率及び就業意欲の上昇に拘わらず、子を産み育てることと就業とを両立させる社会的仕組みの構築が遅れていること、依然として男女の役割分業意識が強いこと、社会的諸制度が依然として男女の役割分業体制と深く結び合っていることを示していると考えてよいだろう。この点において日韓はほぼ同じ課題を共有していると言えよう。

日韓両国は同じ儒教的文化圏に属し、公的な介入において家族的対応を優先させる家族主義が濃厚である。韓国が日本の植民地であった時代があることから日本の諸制度や考え方が韓国に移植された経緯が確かにある。こうした諸事情から福祉国家の類型論において両国は東アジア型福祉国家として一括されることがある⁽⁴⁾。しかしながら、こうした共通性の強調によって両国間にある大きな相違点を軽視してはならないだろう。とくに近年の経済のグローバル化への対応において韓国は日本型福祉国家をモデルと見なす姿勢を明らかに転換させ、独自の普遍

主義的な制度改革に乗り出していることに注目する必要がある。そこで、以下さらに日韓両国の共通性と相違点、その背景について検討していくことにしたい。

まず、注目したいのは日韓両国の共通性としての家族主義である。韓国では1960年代、社会政策理念として「先家庭保護、後社会保障」が強調された⁽⁵⁾。日本でも1970年代、石油ショックによって動揺した西欧型福祉国家との対比において「日本型福祉社会」が唱えられ、日本の家族のあり方は「福祉における含み資産」と言われた。ただし、西欧型の福祉国家が家族主義でない、ということではない。西欧における社会政策ないし諸制度も男性を一家の稼ぎ手とする世帯を標準モデルとしているという意味でやはり家族主義である⁽⁶⁾。しかしながら、少子化問題との関係で言えば、子育て費用を社会化する児童手当・家族手当を社会保障制度の中核に据えるフランスは家族主義的ではない、とも言えよう。したがって家族主義は多少多義的にならざるを得ない。また、それぞれの福祉の国家体制は、それぞれ固有の歴史的経緯をもっており、家族主義か否かという単純な尺度で説明できるものではない。つまり日韓両国が家族主義である、ということを通面として強調しても、日韓の諸制度のあり方の理解にはさほど繋がらないだろう。

そこでまず日本型福祉国家とは何かについて検討しよう。戦後日本は、男性正規労働者における終身雇用、年功賃金（生活給）等の日本的労使慣行、言い換えると企業主義ないし企業福祉が再編され、これを政府の税制、社会保険等が補強していく構造が定着していった。家族主義と企業主義とが一体なのであって、そのことが政府の子育て支援に関する公的費用負担を軽

減させる効果を果たしてきた。ここにおいて一家の稼ぎ手としての父親、専業主婦としての母親、子ども二人からなる世帯が標準世帯として捉えられてきた。それは女性労働を家計補助的なものと見なすことを意味している。戦後最低賃金制度がともかく導入されたとはいえ、それはこの家計補助的な妻のパート賃金に対応するものであって、労働世帯の最低生活を保障する水準とはなっていないし、労働時間とは切り離されてしまっている。一家の男性稼ぎ手への年功賃金水準は、労使協調的なベースアップ交渉と業者間協定によって決定され、子育て費用を含む生活給という性格を有する。こうした仕組みは西欧型福祉国家の土台となっている職種別最低賃金制度（同一労働同一賃金原則）とそれと不可分の関係にある労働時間制限とは相容れない性格のものである⁽⁷⁾。このために、母子世帯の場合にはパート労働が大半を占めることになり、その賃金は最低賃金制度に拘わらず最低生活保障基準である生活保護基準に達しない。このため生活保護受給の母子世帯よりも働いて経済的に自立している母子世帯の方が収入が少ないという珍現象が日本では当たり前になっている。日本の一人親世帯の貧困率は2000年半ば時点で58.7%であり、OECD諸國中突出して高い（OECD平均30.8%）。それは、家族主義、企業主義的な企業福祉の国家において、標準世帯の対極にある母子世帯が社会的諸制度から社会的に排除される構造になっていることの結果である。

このように日本型福祉国家とは企業福祉型の国家なのであって、西欧型福祉国家との対比において捉えれば、ナショナル・ミニマムという土台なき福祉国家ということになろう。ナショナル・ミニマムとは、かつてウェッジ夫妻が

『産業民主制論⁸⁾』(1897)で主張した概念である。政府が公的救済等に寄生的に依存する長時間労働、低賃金の苦汗産業を産業界から駆除するために、最低賃金率（職種別の同一労働同一賃金）、労働時間の制限、労働安全対策、18歳以下への教育保障を産業界を統制する共通規則として定めていくことを意味する。

こうしたナショナル・ミニマムを土台とする西欧型の福祉国家形成に寄与したのは職種別労働組合運動であった。これに対し日本型福祉国家の形成に寄与したのが労使協調的な企業別労働組合であった。両者の違いは労働時間をめぐってより鮮明である。西欧における労働運動においては賃金上昇よりも労働時間の制限を優先させた経緯がある。しかし、日本の労働運動においては、常に賃金アップを労働時間制限に優先させてきた。働くことを美德とする価値観が強調され、労働の質を高め、人間らしい生活をおくるためには労働時間の制限こそを優先しなければならないという価値観は、日本において労使双方において共有されることはなかった。したがって一家の稼ぎ手としての男性正規雇用者における長時間労働が顕著である。最低賃金と労働時間との不可分の関係は日本では無視されてきた。しかしながらそれでも子育てと両立し得てきたのは、男女の役割分業と親族等による非公式な子育て支援があればこそであった。したがって経済のグローバル化等を背景とする女性の就業率の上昇、都市化等による核家族化、親族等による非公式な子育て支援の後退は、女性の晩婚化、非婚化を招来し、少子化傾向を必然化させることになったと言えよう。

なお、もう一つ、日本型福祉国家の特徴を挙げておく必要がある。それは西欧型福祉国家

のような所得の再分配政策を柱とするのではなく、赤字国債や財政投融资による公共事業を通じた雇用創出を柱としてきたことである。それは国民の高い貯蓄率に支えられてきた。しかし、経済のグローバル化においてこの手法が時代遅れとなったことは明らかである。日本の税・社会保険は所得の再分配効果をほとんど持たないばかりかいまや「逆機能している⁹⁾」。この点において見れば日本は社会的公正の観点から生産的福祉から所得の再分配的福祉国家への転換が求められていると言えよう。

以上が日本型福祉国家のおおまかな説明である。これと比較すると韓国は日本型福祉国家と同型とは言えない。韓国は家族主義が強調された点では日本と同じである。しかしながら、政治的民主化と社会福祉の制度化が時期的に遅れており、日本のように家族主義と企業主義が一体となり、それを政府の税制、社会保険等が支えていく企業福祉的国家体制を強固に再編構築するには至らなかった。むしろ、韓国は経済のグローバル化の波にさらされる中で、より普遍主義的な福祉国家形成に向けて本格的に始動したと言えるのではないだろうか。

そこで、以下近年の経済のグローバル化への日韓両国の対応を少子化問題との関係で比較検討することにしたい。それに先だって経済のグローバル化が西欧型の福祉国家体制を動揺させてきたことを確認しておこう。すなわち、近年の経済のグローバル化は西欧型福祉国家の前提を根底から揺るがしている。この前提とは生産第一主義による経済成長、税収の増大、累進的な所得課税を通じた所得の再分配である。しかし経済のグローバル化は、福祉国家の前提たる国境の壁を低くし、高い累進的課税は資本や高額所得者の国外への流出を招くという危機意識

から高額所得者への税は軽減され、所得税の累進制は後退し、代わって税収を逆進性のある消費税の増加によって対応させるようになってきた¹⁰⁾。これが近年、経済のグローバル化の中で国際的に所得格差が拡がり、貧困が増大してきている背景であろう。一家を支える男性稼ぎ手からなる世帯を標準モデルとした西欧型福祉国家の限界がしだいに顕在化し、従来の所得再配分的な福祉国家から、生産的福祉国家への転換が課題視されるようになってきている¹¹⁾。

日韓両国では経済のグローバル化への対応として、労働政策における規制緩和策が図られ、若年層を中心に非正規雇用化が一挙に拡がった。それは英米のような新自由主義的な対応と見ることができよう。また、女性労働は従来から家計補助的なパート労働ないし非正規雇用が主流である（ただし、この点は日本に特徴的）。したがってたとえ女性の就業化が進んでも、世帯としての収入の大きな改善には繋がらない。さらに、子を養育する母親の就業率が上昇しても、子育てや家事の責任はもっぱら母親の責任という男女役割分業的な意識（家族主義）は容易に変化しない。こうした諸点は日韓両国においてほぼ共有されており、両国が晩婚化、非婚化、少子化傾向に歯止めがかからない、という問題を共有している背景であろう。

しかし、日韓両国の間には以下のような相違がある。日本型福祉国家は西欧型福祉国家と同様に、その福祉国家化は人口の高齢化の推移と重なり、社会保障の中心課題は年金制度の拡充であった。ついで介護の問題が焦点となっていった。年金制度は働く世代の費用負担に、したがって一定の出生率の見込みによって支えられる。したがって出生率の予想外の低下は、年金制度の根幹を揺るがすことになる。よって過

度の少子化は福祉国家の根底を揺るがすことになることとされ、少子化が社会問題化し、少子化対策が強調されるようになってきたのである。しかしながら、それはちょうど経済のグローバル化への対応として、労働政策における規制緩和策の開始と時期を同じくすることになった。その結果、家族主義、企業主義的な企業福祉的国家体制が排除してきた非正規雇用者の問題が—それは従来から母子家庭の貧困問題としてあったのであるが—若年層の貧困ないし所得格差問題として一挙に顕在化することになった。しかしながら日本の企業福祉的国家体制は強固に構築されてしまったが故にその抜本的修正は容易ではない。少子化が社会問題化し、少子化対策が強調されながら、若年層の生活基盤が脅かされ、不安定化されていく構造が克服されない以上、晩婚化、非婚化、少子化に歯止めがかからないことになる。

一方、韓国の場合には、少子化の社会問題化は、人口の高齢化への対応後の、年金制度の危機という文脈において登場してきたわけではない。韓国では経済のグローバル化への対応、政治体制の民主化、人口の高齢化への対応、少子化への対応等が同時並行的に課題化したと捉えることができよう。韓国ではもともと年金制度は日本とは違って自営業層も取り込む普遍主義的な指向性をもっていた。医療保険は日本のような組合別健康保険の制度の影響を受けてきた。

こうした諸事情を背景として韓国での経済のグローバル化への対応は福祉国家化への本格的歩みだしとなった印象がある。すなわち1990年代後半、IMF救済金融を契機とするグローバル化への対応として、金大中政権は、「生産的福祉」の理念を打ち出し、失業問題に対応するた

め雇用保険を拡充、2000年には日本の生活保護制度の問題を視野に入れながら、生活保護制度を大幅に制度改正し、国民基礎生活保障法を制定、生活保護制度を失業問題に対応する就労支援策と結びつけている。さらに、日本で課題視されながら実現にはほど遠いと感じられている年金制度と医療保険の一元化を達成した⁽¹²⁾。

ただし、こうした1990年代後半以降の普遍主義的な制度改革の一方で児童福祉面では見るべき改革はなされてこなかった。日本でいま拡充されようとする児童手当制度はなく、自治体が独自に出産奨励金を出している状況である。子育ては家族の責任という家族主義は根強い。保育政策においても民間に依存的であり、子育て家庭への公的支援は、日本よりも遅れている現状にある。韓国の少子化傾向が日本以上に顕著である理由の一つはここにある⁽¹³⁾。

以上の検討から、少子化問題とそれへの対応という課題は、単に、有効な子育て支援策、それも地方自治体として実施できる子育て支援策をどう展開するか、という問題に止まる性格のものではないことは明らかである。法や政策の問題は基本的には、少子化問題としてではなく、社会的公正ないし社会的正義の問題として捉えられるべきであろう。西欧型福祉国家の土台、つまりかつてナショナル・ミニマム論で強調された同一労働同一賃金（最低賃金）、それと不可分の関係にある労働時間の制限とは、まさに社会的正義の実現という意味を持つ。経済のグローバル化の中で、西欧型福祉国家も日本型の企業福祉的国家もともに揺らいでいる。しかし、揺らいでいるからこそ西欧型福祉国家の原点の意義が改めて浮上してきていると考える。同時に、従来の男性を一家の稼ぎ手とする世帯を標準モデルとし、それを前提に中央政府

による所得再分配機能に重心を置く福祉国家ないし社会政策が大きな限界に直面していることも明らかであり、より地方分権的な、かつ生産的福祉の視点が重視されてきていることも確かである。したがって、少子化問題とそれへの対応は、当面の子育て支援へのニーズ充足という視点に止まらず、こうした地方分権的、生産福祉的観点をも持たなければならないことになろう。しかしそれはこれまで公共事業による雇用創出に過度に依存してきた日本型福祉国家への回帰を意味しない。

今回の日韓共同研究としての比較調査「子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ調査」は、就学前の児童を現に養育している保護者（もっぱら母親）を対象として実施したものである。本比較調査の目的は、文字通り、保護者の子育て意識と子育て支援へのニーズを捉えようとするものである。それが直ちに少子化問題の構造を解明すること—これまで論じてきたような経済のグローバル化との関係で少子化問題を捉えること—に繋がるわけではないだろうし、少子化問題へのより抜本的な対応のあり方—それは社会的正義の問題や生産的福祉の課題に連続するであろう—に直接的示唆を与えるものではないだろう。しかしながら、これまでも述べてきたように日韓両国の少子化問題とその背景にはほぼ共通の背景があることは確かであり、今回の比較調査研究が日韓両国の共通性を改めて確認することに通じると同時に、意外な相違点の発見に繋がる可能性もある。そのことは日韓両国が抱える課題の共通性及び相違点を改めて検討することに繋がり、今後の子育て支援策や諸制度のあり方に間接的な示唆を与えることに通じていく意義を有しよう。

3. 本比較調査の視点と方法：調査対象、調査方法、調査項目

すでに述べてきたように日韓の比較調査研究のため、調査票をほぼ同じにした。調査票の設計で考えたことは、これまでの田川地域での調査内容との比較も考慮して、ほぼ共通の調査項目にすることであった。過去4回の調査では、世帯構成、母親の就業の有無、親の就労形態に目を向けてきた。今回はさらに、世帯収入、最終学歴にも目を向けることにした。現実の社会は社会階層的に構成されており、子育て意識も子育て支援へのニーズも社会階層による違いがあるはずであり、そのことを無視してはいけなないと考えた。なによりも、社会的諸制度、諸施策と社会階層との関係を問うことこそ、社会的公正や平等の理念から重要であろう。しかし、世帯収入や最終学歴を調査項目に入れることに関係者の理解が得られるか多少の不安があった。

今回の調査では、日韓とも就学前の児童を現に養育している保護者を調査対象とし、そのため保育所や幼稚園に現に児童を通わせている保護者に対し、保育所や幼稚園を通じて調査に協力してもらうことにした。先行させた福岡市における調査において、公立保育所については家族の世帯構成、就労形態や帰宅時間、世帯収入、最終学歴の各調査項目を削除せざるを得なくなった。結局二種類の調査票で調査を実施することになり、このことが韓国側の調査結果の纏めにおいて混乱を招くことにもなってしまった。そこで最終的に本比較調査結果の分析においては福岡市の公立保育所を通じて回収した調査データは削除することにした。なお、福岡市の調査では公立幼稚園の協力も得られにく

い時期であったことから公立幼稚園を通じての調査も断念した。

以下は、調査票の回収状況である。福岡市の調査において公立保育所、公立幼稚園の欄が空白なのは以上の理由による。回収率は日本側87.1%、韓国側76.0%であった。

調査票の回収状況

	福岡市（日本）	大邱・慶山市（韓国）
私立保育所	(5施設) 493人	(4施設) 248人
公立保育所		(2) 168
私立幼稚園	(3) 250	(3) 187
公立幼稚園		(3) 151
計	743人	754人

以下は調査票の主な内容である。大きく4分野から構成され、自由記述欄を設けるというものであった。

(1) 回答者の基本属性

①就学前の子どもの年齢、性別、所属、健康状態、②子どもとの関係、③年齢、④健康状態、⑤当該市における居住期間

(2) 家族について

①世帯構成、②子どもと長く世話する主な人、③父母の就労形態と帰宅時間、④世帯収入、⑤父母の最終学歴

(3) 子育ての意識について

①子育ての感想、②子育ての悩みやストレス、③家庭での子育ての分担の現状と理想、④家庭での家事の分担の現状と理想、⑤子どものことについての会話、⑥理想の子どもの人数と希望する人数及び予定している人数、⑦理想と予定している子どもの人数が異なる場合の理由、⑧通常保育後の過ごし方

(4) 子育て支援について

①子育ての情報源、②子育ての悩みと相談先、③子育てに関する相談先の利用の有無と相

談予定の機関、④やむを得ない場合の子育ての代理方法、⑤身近な所で頼み事の出来る人がいるか、⑥今後実施、充実すべき子育て支援策

(5) 自由既述

4. 比較調査結果に関する考察

(1) 回答者の世帯構成と所得階層及びその背景

日韓とも回答者のほとんどが母親である。回答者の年齢階層には日韓で違いがあった。日本では、30～34歳代が36.4%と最も多いのに対し、韓国は35～39歳が55.8%を占めた。

韓国の女性は日本より高学歴であり、また、働いている場合には正規雇用の割合が高い、そのため晩婚化の傾向があり、年齢層が高くなっていると推定できよう。

社会階層という視点から重要なのが世帯収入、親の最終学歴であろう。世帯収入の分布について日韓を比較すると違いが認められた。日本では、200万円未満8.3%、200万～400万円未満21.9%、400～600万円未満24.8%、600万～800万円未満16.7%であった。これに対し、韓国では、2000万ウオン未満13.5%、2000～4000万ウオン未満44.4%、4000万～6000万ウオン未満19.2%、6000万～8000万ウオン7.0%であった。韓国の所得分布は約3000万ウオンを中心に分布しているのに対し、日本では約400万円を中心に分布し、所得の低い層が一定割合を占めた。

世帯構成を比較すると、日本では夫婦と子からなる核家族78.2%、母子家庭8.6%、三世代以上7.8%である。これに対し韓国では、核家族84.8%、母子家庭1.3%、三世代以上10.8%であった。本調査では日本の場合母子家庭が1割近くを占め、その収入は200万円未満が46.9%

を占める。このことが全体の所得分布に影響を与えていると考えられる。韓国において母子世帯の割合の低さは一般的な実態を反映するものではない¹⁴⁾。近年韓国の離婚率は急増しているからである。韓国側の調査の回収率は日本側より11ポイント低い。韓国側調査では最終学歴が高い保護者がより協力的であり、貧困な母子世帯はそれほど協力的ではなかった、ということは考えられることである。そのことが調査結果の全体に影響を与えている可能性がある。さらに、今回の調査手法の影響も考えられる。つまり今回の調査の手法は、保育所や幼稚園を通じて調査を依頼する、というものであった。保育所を利用する保護者の所得階層と幼稚園を利用する保護者の所得階層には違いがあろう。所得の比較的高い階層が幼児教育において幼稚園を利用する階層であるのに対し、所得の低い階層では夫の収入を補うために妻が就労する割合が高くなり、母子世帯では生計維持のために就労が余儀なくされる。こうした階層が保育所を利用する主な階層であろう。日本の場合、保育所を通じた調査が66.4%、韓国の場合、55.2%であった。日本の方が11.2ポイント高くなった。この差が、少なからず調査対象となった保護者の所得階層に影響を与え、世帯構成にも影響を与えた可能性が考えられる。

(2) 親の最終学歴とその背景

親の最終学歴を比較すると、日本の場合、父親で中卒5.3%、大卒38.2%、大学院卒2.4%、母親で中卒4.0%、大卒14.1%、大学院卒0.7%であった。韓国の場合では、父親で中卒0.9%、大卒42.3%、大学院卒5.0%、母親で中卒0.9%、大卒28.9%、大学院卒2.5%であり、大きな差があった。韓国側の高学歴は、調査の手法や高

学歴の人ほど調査に協力的であったということが幾分反映していると推定する。とはいえ、日本の場合、中卒が一定割合あり、男性の方が上回っていることに注目したい。韓国では高卒が制度的に保障されているということになる。現時点での大学進学率を比較すると韓国8割に対し日本5割と大きな開きがある。今回の調査結果から大学院卒の割合にも大きな差があることが確認された。

日本では義務教育制度があるものの、それ以上の教育の保障は私的な家族責任とされているのであって、高等教育に関する公的費用負担は韓国以上に低い水準にある。この相違が今回の調査結果の違いの背景にあることは明らかであろう。とくに日本の場合、児童福祉の名のもとに児童福祉施設（とくに児童自立支援施設）に保護された児童が高校進学や大学進学をあきらめ中卒で働くことを容認ないし正当化している事態は見逃せない重大な問題である。社会的諸制度は社会的公正ないし配分の正義に貢献するものでなければならず、その場合の最優先課題は教育保障である。しかしながら日本では、児童福祉の名のもとに貧困家庭の児童を教育機会から排除することを容認ないし正当化してきたことになる。韓国ではそのような反福祉的な事態にはなっていないことが数字から確認できる。

ここでナショナル・ミニマムという考え方を再度確認したい。それは18歳未満の児童への教育保障、最低賃金水準を少なくとも高卒賃金に相当させること、そして労働世帯の最低生活を保障する職種別の最低賃金（同一労働同一賃金）、それと不可分の関係にある労働時間の制限である。さらに子育て費用の社会化としての児童手当、拡充された公的保育サービス、こ

うした社会的公正ないし正義にかなった諸制度が整備されれば、夫婦の共働きが世帯収入の大幅な改善に繋がり、かつ労働時間の制限が、親の就労と子育ての両立を可能にさせる。こうした制度条件下にあるならば母子世帯であることは、非正規雇用であっても直ちに現状のような経済的貧困を意味しないことになる。しかし日本では一度もこうしたナショナル・ミニマムの考え方を法と政策のための一般的基準として受け入れたことがない。韓国においてもである。この背景には西欧における福祉国家化、労働者そして国民への社会権保障が、植民地支配を前提とするものであった、という時代背景であろう。日本の近代過程においてナショナル・ミニマム（工場法がその起点）の考え方を受け入れることは国際競争力に致命傷を与えるとして、常に時期尚早論でもって否定回避されてきた経緯がある。そして戦後、福祉国家を標榜したのは保守的な自民党であり、野党は福祉国家を批判し、福祉国家に向けた建設的なビジョンを掲示することがなかった。戦後日本の順調な経済成長が家族主義、企業主義を再編させ、業者間協定による年功賃金が、一家の男性稼ぎ手に子の教育費を含む生活給を可能にした。そこに労働者も野党も同調してきた経緯がある。教育費を含む子育て費用を私的な家族責任と見なす家族主義は、終身雇用、年功賃金という企業主義に支えられてきたわけである。しかし、こうした家族主義、企業主義の優遇措置から排除された社会階層の問題が、経済のグローバル化の中でいよいよ顕在化してきている。すなわち若年の非正規雇用者や母子世帯は、教育制度からも排除されてきたわけであり、現在もなおいっそうそうなのである。18歳未満の児童への教育を普遍主義的に保障すること、これこそ最優先

されるべき施策であろう。それは社会的公正を実現するための根幹であり、福祉国家の土台そのものであるはずだからである。

(3) 親の就労形態と帰宅時間及びその背景

日韓の就業実態を比較すると、韓国では、「自営業・副業」の占める割合が父母とも3割近くある。福岡市では自営の割合が低かった。これは韓国側の調査では農村部が含まれていた結果による差異、ということではない。

母親の就業率を比較すると、日本では69.6%、韓国では48.3%であった。乳幼児を育てている母親の就業率では韓国の方がかなり低いことが分かる。高学歴の韓国において就業率が低いのはやや意外な印象を受ける。1980年から1990年にかけて子育て期の女性の就業率は約10ポイント上昇したが、その後は停滞している⁽¹⁵⁾。この時期普遍主義的な制度改革が実施されながら子育て家庭への社会的支援が停滞していたことの反映であろう。

しかしながら、最終学歴で確認してきたように韓国の母親は日本よりずっと高学歴である。母親の就労形態をみると、正規雇用の占める割合は、日本でわずか28.7%であるのに対し韓国では46.2%である。逆に、パート・アルバイトは日本53.4%と大半を占めるのに対し韓国では9.1%に止まっている。ただし、契約職員が10.4%あることは見逃せない。

以上から労働における男女の平等化が実態として韓国の方が進行していると言えよう。日本の場合、企業福祉的国家的制度上の恩恵を受けるためには母親は専業主婦であることがのぞまれているのであり、130万円という収入を上限にしなければならない。それを超えると夫は妻の扶養手当を支給されず、税による扶養控除も

なくなり、妻は年金保険や医療保険において社会保険料負担があらたに発生する。こうした制度設計が母親の就労形態をパート労働に囲い込んでいる側面は無視できない。流通業界等はほとんどこうした母親の家計補助的なパート労働に依存している実態がある。こうした企業利益誘導的な日本型福祉国家的構造は男女の平等や働く権利の保障に反すると言わなければならない。

帰宅時間では、日本の父親の帰宅時間は韓国より遅く、日本の母親の帰宅時間は、韓国よりも早くなっている。正規雇用における長時間労働は日本においてより顕著ということであろう。母親の場合、日本ではパート労働が大半を占めることから帰宅時間が早くなっていると考えられる。つまり、母親はこの故に子育てと就業を両立できることが、韓国に比べ就業率が高い理由の一つであろう。父母の就業ないし就労形態の実態から捉えるなら男女の役割分業観は日本の方が顕著である。少くとも韓国には日本のような130万円問題はない。

専業主婦からなる世帯を標準世帯とする、つまり男女役割分業的世帯を標準とする日本の社会的諸制度は、企業利益誘導策と一体となって女性の社会的自立を阻んできた。にもかかわらず、少子化対策として男女共同参画型社会を謳い、父親の育児参加を奨励することは大きな矛盾と言わなければならない。正規雇用における労働時間の制限、就労形態に依存しない同一労働同一賃金を原則とする方向への制度改革こそ、男女共同参画型社会の構築という理念に合致しているはずである。

しかしながら、家族主義、企業主義的国家的体制は同一労働同一賃金原則と相容れない性格のものであり、かつこれまで中間層の政治的支持

を得てきた制度であって、抜本的な制度改革は容易ではない。とはいえ今や中間層の意識は長年の自民党政権に終止符を打つという政治的判断を下したことに現れているように変容しつつあるように見える。家族主義、企業主義的な企業福祉型の国家体制、かつ、所得再分配よりも公共事業による雇用創出を優先させてきた日本型福祉国家は、もはや限界に達し、それを保持しようとするのはかえって福祉国家の土台そのものを崩壊させてしまうことがしだいにひろく認識されるようになってきた、ということであろう。

(4) 男女の役割分業の実態と意識及びその背景

日常的な子どもの世話するものの第一位については日韓とも母親が8割である。日韓の相違に着目すると、韓国では父方の祖母が5.8%であったのに対し、日本では僅か0.8%あった。第2位、第3位まで見ると、日本では韓国より母方の祖母を挙げる割合が高くなっている。男女役割分業意識の強い両国であるが、韓国の方が父方の親族（祖母）の役割が大きくなっており、逆に日本では母方の親族（祖母）の役割が大きくなっていることが注目できる。両国は儒教的伝統があり「三従の教え」つまり、家において父に従い、嫁しては夫に従い、老いては子（長男）に従う、とかつて言われた。長子相続制度の下、三世同居と言えば父方の両親との同居を当然意味した。しかし、近年の日本では、母親は将来実の娘との同居を望むようになってきている。実際に、子育てに協力しているのは母方の祖母であることが多くなっていることが確認された。これに対し韓国ではより儒教的な伝統が強く、父方の両親との関係が重視されていることがうかがえる調査結果であった。

子育ての分担の現状への質問では、「ほとんど母親のみ」との回答が日本で21.7%であったのに対し、韓国では36.6%と、日本以上に男女の役割分業の実態にあることが確認された。一方、理想のあり方として「父親と母親で半々」との回答が、日本で43.5%であったのに対し、韓国では50.4%と過半数であった。現状と理想とのギャップは韓国において強くなっており、この点で韓国の母親は日本以上に精神的ストレスを感じていると察せられる調査結果であった。

韓国の母親は日本以上に子育てにやりがいを感じているが「子育てと仕事の両立で悩む」「家族の協力が無い」「周囲の無理解」といったストレスを日本以上に感じていることが確認できた。韓国では、父親は伝統的な価値観により強く支配されており、それ故に子育てに協力的でなく、母親の精神的ストレスが大きくなっていると言えよう。このことは、韓国の国際的に見て最高水準の少子化傾向及び乳幼児を育てる母親の就業率停滞の問題とかかわって見逃すことができない点であろう。

(5) 理想の子どもの数と予定している子どもの数の違いとその背景

日本では現在の子どもの数2人が51.0%と最も多い、理想の子どもの数では3人が46.2%と最も多くなっている。これに対し韓国では現在の子ども数2人が71.3%と7割を超えており、理想の子ども数でも2人が57.8%と最も多くなっている。日本で理想の子ども数と現在の子どもの数及び予定している子ども数との間にギャップが明らかにあるのに対し韓国ではそのようなことになっていないことが知れる。

「理想と予定の子ども数の違う理由」では日

韓とも7割が経済的負担を理由にあげている。すでに述べてきたようにフランスが出生率を回復した最大の要因は、子育て費用の社会化であろう。しかし、何度も触れてきたように日韓両国は子育て費用の負担を家族の私的負担と見なす家族主義が根強い。フランスのように拡充された児童手当（家族手当）への社会的合意形成は容易ではないだろう。

経済のグローバル化が若年層の非正規雇用化、生活基盤の不安定化を招いていることから、少子化対策としても雇用の安定化こそが急務である。そのためには企業を重い企業福祉負担から解放し、生活給から労働生産性に合致した賃金への脱皮を漸次図っていく必要がある。それを可能にするためには子育て費用を賃金から切り離し、税による費用負担へと置き換える、つまり児童手当制度の大幅な拡充や高校無償化等が必要であるはずである。これこそが日韓両国にとっての共通の課題であり、少子化対策として、否むしろ社会的公正の実現として要請される中心的課題と考える。

ところで、ここで日韓の相違点に目を向けると、韓国では「理想と予定の子ども数の違う理由」として「教育への状況への不安」が31.9%と高いことが注目される。韓国では日本以上に過酷な受験戦争の実態があり、幼児教育への関心が高い。就学期からの算数や英語等の学習のための塾通いが韓国では当たり前になっている。こうした事態について親も子ども本人も決して望ましいとは考えていないようである。しかし、全体の流れから離脱することには精神的不安がある。このことは子育てのやりがい感の中での精神的ストレスの大きさという問題と符合しよう。また、韓国では少子化が社会問題化するまで「少なく生んでよく育てる」という考

え方が政策的に強調され、少子化が生活の質の向上策として政策的に推進されてきた経緯がある。実際にも、また理想としても子ども数2人というのは、こうした政策上の経緯の反映でもあり、日本以上の少子化傾向の背景の一つであろう。

以上、日韓の相違に着目すれば、日本では第3子を望む親が多く、拡充された児童手当制度において第3子出産へ手厚い措置を講じることは、出生率の回復をもたらす可能性が高いであろう。しかし韓国においては、そのことは直ちに出生率の回復を意味しないと言えよう。

(6) 子育て支援サービスへのニーズとその背景 —まとめにかえて—

子育ての相談先は日韓とも配偶者、親、友人等であって、公的な機関はほとんど挙がっていない。相談機関の利用の有無では、利用経験有りは日本で24.2%、韓国で13.9%にとどまる。利用した相談機関として一般的に挙がってくるのは保育所、幼稚園、病院である。保育所、幼稚園を通じて調査しているから、保護者はいずれかを利用しているわけであるが、多くの場合相談機関とは意識していない、ということであろう。通常親は子育てを行っていく上で、子育て相談サービスの利用をさほど意識しているわけではない。このことは親の子育ては基本的には親の私的な責任と捉える家族主義とも関係していよう。むしろ、公的な子育て支援サービスは親族や近隣の友人等による非公式な支援サービスを前提にしてそれを補完するようなもの、あるいは救貧対策として捉えられてきたと言えよう。ただし、日韓とも就学前教育への関心は高く、また、就学前児童を養育する母親の就業率の上昇は保育サービスへのニーズの増加に直

結する。そこで救貧対策としてながらく位置づけられてきた保育サービスは、少子化が社会問題化したことを契機として、親の就労と子育てを両立させる普遍的サービスとして捉え直されることとなった。こうした事情を日韓はほぼ共有していると言えよう。ただし、公的保育サービスは日本の方が母親の就業率の高さに対応して普及している。したがって日本では保育所を通じた子育て支援サービス—延長保育、一時保育、子育て相談等—を現に保育所を利用していない親へと対象拡大しようとしている。韓国の保育政策は民間に依存的であり、保育の質が課題視されている⁽⁶⁾。

ところで、一般的に考えて子を育てる親の生活の安定や生活環境の改善こそが結果として子育て支援に繋がるという文脈が重要であろう。この意味で、親の就労の安定、そのための完全雇用政策、ナショナル・ミニマムとして強調してきた最低賃金と労働時間、そういった労働政策や労働法規、そして子育て費用の社会化としての拡充された児童手当、これらの社会政策ないし社会的諸施策こそが子育て支援の基盤となる。とくに家族主義的な国家体制下においては母子家庭に貧困が集中してしまう。貧困は親の健康、住環境に影響を与え、子育て環境に決定的影響を与える。さらに、貧困こそが子ども虐待や非行の主要な要因となっている。こうしたことを考えれば、貧困への社会的手立てを救貧対策として対応するのではなく、社会的公正に合致したより普遍主義的な社会的諸制度、諸サービスとして対応していくことこそ最優先されるべき子育て支援策と言えるはずである。言い換えれば、その社会において母子家庭になることが貧困になることを意味しないとすれば、そのような社会こそ子育て支援の完備した社会

と言ってよいのではないだろうか。子育て支援策は、救貧対策としての子育て支援ではなく、また家族主義を補完する子育て支援ではなく、より普遍主義的な社会政策、社会的諸施策として展開される必要がある。

しかしながら、子育て支援策のすべてがナショナル・ミニマムつまり国家責任原理に還元されるわけでないことも確かである。個々の家庭の子育てニーズは固有であり、保護者と身近な距離にある市町村等の自治体こそが、ニーズの固有性に即応していく子育て支援サービスの中心的な担い手である。この場合、自由既述から市町村は住民税を負担する住民にサービス提供を限定しがちであり、出産や介護に伴う帰省者や年度途中での転居者のニーズに即応できていないことが示された。

就学前児童を現に養育する保護者の子育て支援へのニーズを調査するために 今回の調査では、今後充実すべき施策として大きく以下7つの分野に分けて質問した。すなわち「子育てに関する相談・サポートの充実」「育児・保育サービスの充実」「子育てに理解のある職場環境」「子育ての経済的支援の充実」「小児救急・母子保健の充実」「子どもの遊び環境整備の充実」「親や地域の人に対する施策の充実」である。日本では「遊びの環境整備」(28.2%)、「経済的支援」(21.6%)、「理解ある職場環境」(18.3%)の順であった。韓国では、「経済的支援」(24.1%)、「遊びの環境整備」(22.4%)、「相談・サポートの充実」(16.5%)の順であった。「経済的支援」を求める声が多いのは日韓共通している。しかし「理解ある職場環境」について比較すると、日本18.3%に対し韓国12.1%と違いが認められた。これまでも確認してきたように子育て中の母親の就労形態に着目すれば韓国の方がより男

女同権化している。そのことがここでの調査結果の差に繋がっていると言えよう。一方、「相談・サポートの充実」では日本3.8%にすぎないのに対し韓国では16.5%に達する。韓国の母親が日本以上に子育てにやりがい感を抱きながら精神的ストレスを抱えていることと符合する結果として注目すべきであろう。さらに世帯収入別に見ると、日本では低所得層において「理解ある職場環境」を求めているのに対し、韓国では所得のより高い層において「理解ある職場環境」を求めていることが確認された。日本の場合ではもっぱらパート労働をめぐる不安定な職場環境が、韓国の場合では正規雇用における職場環境（育児時間等）が課題視されているということであろうか。

現在、日本が2009年児童福祉法改正において強調したのが、児童虐待の予防の観点からの「子育て相談・支援の強化」であった。しかしながら、専門的な「相談・サポートの充実」へのニーズはごく僅かである。むしろ日本の親（母親）が求めているのは、経済的支援であり、職場環境の改善というより普遍主義的な社会政策である。これまでの政府の子育て支援策と子育てニーズとの間には基本的なミスマッチがあると言わなければならない。

2009年の衆議院選挙において子育て支援がようやく大きな争点となり、政権を奪取した民主党はこれまでの公共事業による雇用創出に重心を置いた日本型福祉国家からの政策転換を表明し、児童手当の拡充（子ども手当への改正）及び高校無償化という所得再分配的政策を強調したことは、子育てニーズに対応する施策をニーズへの対応としてではなく市民資格としての施策へ転換したものと評価できよう。しかし、民主党は貧困への対応としてより重要な労

働環境の改善においては明確なビジョンを示し得てはいない。これに対し、韓国では、年金制度の一元化に代表されるように普遍主義的制度改革に乗り出している。労働環境において韓国の方が日本より男女同権化してきていることは今回の調査結果でも明らかになった。しかし、韓国は日本以上に少子化傾向にある。保育サービスを含め、子育て支援の社会的諸サービスについて専門性を高めると同時により普遍主義的に充実させていくことが韓国では課題視されていると言えよう。さらに今後は児童手当制度の導入とそれに向けての社会的合意形成が課題ではないだろうか⁷⁾。

注

- (1) 過去4回の調査研究の報告は、古橋啓介他「地域の子育て支援に関する研究—子育てしやすい環境づくりのために—」『福岡県立大学生涯福祉研究センター研究報告叢書 21』2006年に集録されている。
- (2) 細井勇、古橋啓介、秦和彦、宮城由美子、吉川未桜、林ムツミ「福岡市における子育て意識調査—子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ—」『福岡県立大学附属研究所生涯福祉研究センター研究報告叢書』34巻、2008年
- (3) 黄星賀、徐慧全、南美慶、宋映沃訳『子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズの調査—テグ・キョンサン市の就学前幼児の保護者を中心に—』テグ韓医大学校児童福祉学科、翻訳発行福岡県立大学附属研究所、2009年
- (4) この点の考察の一例として広井良典「アジアの社会保障の概観—「アジア型福祉国家」はあるか—」広井良典、駒村康平編『アジアの社会保障』東京大学出版会、2003年
- (5) 朴貞蘭『韓国社会事業史—成立と展開—』ミネルヴァ書房、2007年、238頁

- (6) G・エスピー・アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子訳『福祉国家の可能性』桜井書店、2001年参照
- (7) 労働時間と最低賃金制について日本と西欧を比較検討したものとして藤本武『労働時間』岩波新書、1963年、同『最低賃金制』岩波新書、1967年参照
- (8) シドニー&ベアトリス・ウエップ、高野岩三郎監訳『産業民主制論』、法政大学出版局、1975年。
- (9) この「逆機能」の最初の主張者は大沢真理である。例えば大沢真理『現代日本の生活保障システム 座標軸とゆくえ』岩波書店、2007年参照
- (10) この点の指摘は神野直彦『人間回復の経済学』岩波新書、2002年参照
- (11) 前掲『福祉国家の可能性』参照
- (12) 金淵明「韓国福祉国家の性格と類型—新自由主義を超えて」武川正吾、金淵明編『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂、2005年参照
- (13) 相馬直子「少子化の進展と『育児支援』の生成」前掲『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』
- (14) 共同研究者である南美慶の日韓学術共同セミナー(2010. 1. 10)での報告によると、2005年の韓国の母子世帯率は7.9%であった。
- (15) 相馬直子前掲論文、246頁
- (16) 韓国の保育については、勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社、2008年に詳しい。
- (17) 本研究論文では、紙面の制約から調査結果の表は掲載できなかった。そこで調査結果の概要については、2010年1月10日開催の日韓学術共同セミナー報告書(2010年)を参照されたい。

本論文は、日本社会福祉学会第57回大会(2009年10月10日、於法政大学)での細井勇報告「子育て意識と子育て支援についてのニーズ調査—日韓比較研究—」を基に大幅な加筆修正を行ったものである。

なお、本研究は共同研究の成果であることから、本研究プロジェクトにかかわるすべてのメンバーに

よる共著として発表するものである。